


Topics | トピックス

◆ 年金の手続きは3月からマイナンバーが必要

年金分野でのマイナンバー（個人番号）は平成29年1月から利用が開始され、年金手帳等の代わりにマイナンバーカードを窓口で提示して相談や照会が受けられるようになった。平成30年3月5日からは、マイナンバーによる届出・申請が開始した。これは基礎年金番号またはマイナンバーのいずれかを記入すれば手続きが行えるものだが（図1）、今後はマイナンバーの利用が住所変更届や氏名変更届の届出省略、これまで各種申請時に必要としていた住民票などの添付書類提出の省略まで拡大することが予定されている。

図1 平成30年3月5日からの様式変更（例）第3号被保険者関係届

様式コード 4 3 0 0		国民年金 第3号被保険者関係届			
平成 年 月 日 提出					
提出者情報	事業所所在地	〒 -			
	事業所名称				
	事業主氏名	Ⓜ			
	電話番号	()			
事業主等 受付年月日	平成 年 月 日				
日本年金機構		社会保険労務士記載欄			
		氏名等 Ⓜ			
A. 配偶者欄 (第2号被保険者)	① 氏名 (フリガナ)	② 生年月日		5. 昭和 年 月 日	③ 性別 1. 男性 2. 女性
	⑤ 住所	〒 - 都道府県			
届出内容に応じて、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。					
B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 平成 年 月 日		② 生年月日	5. 昭和 年 月 日
	住所	同居 別居		③ 性別 (婚姻)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)
	④ 第3号被保険者になった日	理由		④ 個人番号 (基礎年金番号)	
	⑤ 配偶者の加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 32. 国家公務員共済組合		⑤ 外国人 (フリガナ)	⑥ 外国人通称名
健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。					
医療保険者記入欄	組合（保険者）番号	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。			
	所在地	〒 -			
	代表者等氏名	Ⓜ			
	電話	()			

平成30年3月5日から使用していただく様式です。3月4日までは使用できません。

マイナンバーを記載する主な届書等

【厚生年金保険関係】

- 被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
- 被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
- 被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届
- 被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届
- 被扶養者(異動)届・第3号被保険者関係届

【国民年金関係】

- 第3号被保険者関係届
- 国民年金被保険者関係届書(申出書)
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 国民年金保険料学生納付特例申請書

【年金給付関係】


- 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
- 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)
- 年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)別紙
- 年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)

※それ以外については <https://www.nenkin.go.jp/mynumber/kikoumynumber/1224.files/08.pdf> をご覧ください。

◆ 国民年金保険料未納期間をお知らせ

日本年金機構では、平成30年2月16日及び19日に「国民年金保険料未納期間のお知らせ」(図2)を送付し、早期の納付を促した。平成30年1月12日時点で保険料を納めていない期間については「×」が表示されている(免除は除く)。国民年金保険料は手元にある納付書で近くの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納める。

図2 国民年金保険料未納期間のお知らせ




料金後納郵便

親展

XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX様

9999-9999999-9999-999



大切なお知らせ

国民年金保険料のお知らせ

差出人

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸三丁目5番24号

お問い合わせ先(宛先不明の場合の返先)

XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
9999-9999
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

TELXXXXXXXXXXXX
ご案内は内側にあります。
裏面①からゆっくりと開いてご覧ください。

**国民年金未納保険料
納付勧奨通知書(催告状)**

お客様の国民年金保険料には、右記の納付状況のとおり未納があります。

未納があると、年金を受け取るときに影響があります。**金融機関またはコンビニエンスストア**で納めてください。

- 納付書がお手元がない場合は再発行します。年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、**国民年金保険料の免除申請**を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。

このお知らせは、平成30年1月12日現在のデータに基づき、平成29年11月以前に国民年金保険料の未納がある方にお送りしています。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。
・免除申請中の方への審査結果は、この通知書とは別に届きます。

お客様の基礎年金番号は **9999-999999** です。

平成●●年●●月●●日 国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・戸別訪問・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」
お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○○
営業時間 ○○:○○~○○:○○

納付状況

年度	未納月数	未納金額
X X Z9	Z9 1月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
X X Z9	Z9 1月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
X X Z9	Z9 1月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X	X X X X X X
合計	Z9 1月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円

・納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

記号	説明	記号	説明
*	未納	サ	学生納付特例
A, B, H, Y	納付済	セ	納付猶予
L, R, Y, Z	金額免除	+	第3号納付
ア, チ, ヒ	半額, 3/4, 1/4 免除(未納)	-	納付期限2年経過(注)
イ, ツ, フ	半額, 3/4, 1/4 免除(納付済)		
/	厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間		

(注) 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

- ・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
- ・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金					
全額納付月数	法定免除・金額免除月数	4分の1半額納付月数	4分の3半額納付月数	学生納付特例月数	納付猶予月数
Z9 1月	Z9 1月	Z9 1月	Z9 1月	Z9 1月	Z9 1月

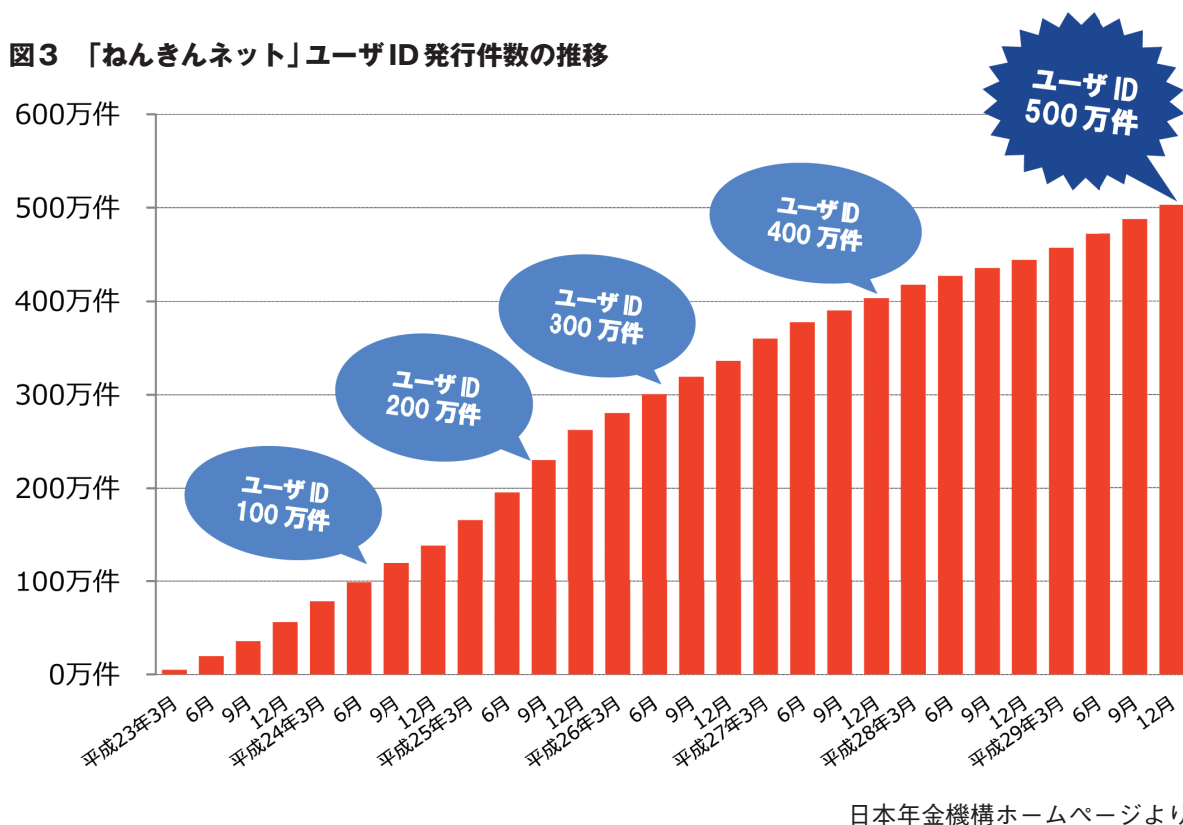
厚生年金保険加入月数計	船員保険加入月数計	合計
Z9 1月	Z9 1月	Z9 1月

◆ 「ねんきんネット」ユーザID500万件を突破

日本年金機構は平成30年2月21日、「ねんきんネット」のユーザID発行件数が500万件を超えたことを発表した。「ねんきんネット」は平成23年2月にサービスを開始した。以後、発行件数は順調に伸び、平成26年6月時点で300万件超、平成27年12月400万件超となり、平成29年12月には500万件を超えた(図3)。

「ねんきんネット」は、「アクセスキー」を使って日本年金機構ホームページで利用登録を行う。「アクセスキー」はインターネットでユーザIDを即時発行するための17桁の番号で、「ねんきん定期便」に記載されているほか、年金事務所や街角の年金相談センターでも発行している。

図3 「ねんきんネット」ユーザID発行件数の推移



◆ 現金給与総額で一般労働者0.5%増、パートタイム労働者0.7%増

厚生労働省は平成30年2月23日、「毎月勤労統計調査(平成29年分結果確報)」を公表した。これによれば、月平均の現金給与総額は、一般労働者が0.5%増の414,077円、パートタイム労働者が0.7%増の98,347円であった。所定内給与は一般労働者が0.3%増の307,180円、パートタイム労働者が0.9%増の92,714円であった。月平均の現金給与総額が前年と比較して最も増えたのは「鉱業、採石業等」の3.6%増(333,277円)、一方で最も減ったのは「飲食サービス業等」の△2.1%(124,059円)であった。特別に支払われた給与の月平均額については「電気・ガス業」が5.6%増(113,646円)で最も増え、「飲食サービス業等」が最も減って△11.0%(7,019円)であった。

月間労働時間は一般労働者が3.1%増の168.8時間、パートタイム労働者は1.4%減の86.1時間であった。就業形態別にみると「運輸業、郵便業」の173.2時間が最も多く、「飲食サービス業等」が99.3時間と最も少なかった。

なお、平成29年において、実際に支払われた名目賃金指数が101.0%(前年度比0.4%増)であったのに対して実質賃金指数は△0.2%の100.5%となっている。

◆ 平成29年12月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で63.4%

厚生労働省は平成30年2月23日、平成29年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【平成27年度分（過年度2年目）の納付率】

平成27年度末からプラス9.2ポイントの72.6%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成29年12月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達している。

【平成28年度分（過年度1年目）の納付率】

平成28年度末からプラス5.0ポイントの70.0%であった。これは平成28年4月～平成29年3月分の保険料のうち、平成29年度12月末までに納付された月数の割合である。平成29年度末時点の目標は、平成28年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成している。

【平成29年4月～平成29年11月分（現年度分）の納付率】

対前年同期比プラス1.9ポイントの63.4%であった。平成29年度末時点の目標は、前年度実績から+1.0ポイントであった。

なお、平成29年4月～平成29年12月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が102,248件（前年同期比18,640件増）、督促状送付が59,276件（前年同期比15,171件増）、財産差押が8,116件（前年同期比737件）であった。